平成２９年（フ）第９７５号
東京都練馬区北町６丁目11―109
債務者　大橋　正雄
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７６号
東京都練馬区北町６丁目11―109
債務者　大橋　昧子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８０号
東京都品川区中延４丁目７－２
債務者　権　　末子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８１号
東京都大田区大森北３丁目32―16―101
債務者　工藤　雅彦
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８４号
東京都江戸川区北小岩５丁目２―12
債務者　中川　明子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８５号
東京都三鷹市下連雀７丁目15―３―407
債務者　奈良　法夫
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９９０号
東京都世田谷区深沢８丁目５―10　正司ハウスＡ102
債務者　兼子　　文（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９９１号
東京都江東区東陽６丁目２―27―215
債務者　山崎　光宏
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９９２号
東京都世田谷区松原５丁目48―22―206
債務者　徳森　敦美
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７１９号
横浜市中区大和町１丁目29番地３　山手ビューハイム206号室
債務者　高田　雅章
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０号
東京都西東京市芝久保町５丁目４番58―207号
債務者　亀山　浩樹
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０１８号
横浜市港南区東永谷３丁目43番１―704号
債務者　吉見　　勉
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７２２号
横浜市南区六ツ川３丁目23番地53　古屋荘１－１
債務者　松本　俊子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５０号
横浜市栄区上郷町159番地２　ＹＳハイムＡ―105
債務者　柴田　鈴子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７号
横浜市都筑区中川２丁目10番１―804号
債務者　長谷川美佐子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１号
横浜市保土ケ谷区月見台14番11号
債務者　阿部雄一郎
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部